

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人大谷

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 大谷

社会福祉事業 特別養護老人ホーム ひいらぎ

令和6年度 社会福祉事業事業計画

1. 基本方針

地域で生まれ地域で暮らし長年にわたり社会の発展に寄与されてきた住民に対して、支援、介護を必要とされる高齢者が安心と、生きがいの持てる生活の実現のため 1. に幸せ 2. に安らぎ 3. に優しさの3つの理念の実現のために、今年度も社会福祉法人運営を通じて各事業所において「地域福祉社会に奉仕する」という精神で、与えていただいた社会資源の活用と、更なる質の向上をめざし、介護、予防、支援、相談等、サービスの提供に努めてまいります。

2. 運営方針

- 1) 指定地域における高齢者を対象とした介護、支援、予防、相談等サービス業務の積極的展開を図る。
- 2) 各種委員会活動を充実しサービスの向上と、質の向上に努める。
①主任会議 ②副主任会議 ③排泄予防、事故防止委員会 ④褥そう予防、感染防止委員会 ⑤フットケア、レクレーション委員会 ⑥リハビリ委員会
⑦認知症対策、虐待防止、拘束廃止委員会 ⑧痰吸引等安全対策委員会
⑨給食委員会 ⑩在宅会議
- 3) 身体拘束防止・褥瘡予防・感染防止等の勉強会を開催し、職員の意識向上を図り事故防止に努めます。
- 4) キャリアパスの導入と運用を図る。
- 5) 地域における老人福祉の拠点施設として、利用者負担の軽減や定額による高齢者の生活支援等公益的な取組の責務を果たし、地域住民と共に生きるコミュニティの創造に努める。
- 6) 経営組織のガバナンスの強化
- 7) 自然災害及び新型コロナウィルスに対応するための業務継続計画の策定
- 8) 事業部間の連携強化に努める。
- 9) 多職種が連携を図り、情報の共有に努める。
- 10) 階級層、職種別の計画的な研修に取組み、職員のスキルアップを図る。

3. 重点項目

- 1) 事業運営の透明性の向上
- 2) 介護保険制度への対応
- 3) サービスの質の向上
- 4) 事業間・職種間の連携及び情報の共有化
- 5) 各事業の啓蒙と入所者、利用者の確保
- 6) 人材育成のための環境整備、研修機能の強化

- 7) 感染症対策の強化のため研修及び訓練の実施
- 8) 地域交流の実施
- 9) 家族会との連携
- 10) 児童生徒との交流

4. 令和6年度重点目標

「情報の共有化の徹底」

- 1) ほう・れん・そうの活用
- 2) 職種間・業種間の連携
- 3) メディアの活用
- 4) 委員会及び会議の充実
- 5) コミュニティの構築

5. 各事業の目的及び運営方針

1. 施設事業部

1) 特別養護老人ホームひいらぎ

- ① サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を願い日常生活における入浴、排泄、食事、などの相談及び援助、並びに社会生活上の便宜供与その他機能訓練、健康管理及び療養上の世話をすることにより入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目指します。
- ② 入所者の意思と人格を尊重し常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③ 看取り介護の体制構築に努めます。
- ④ IT化に対する取り組みの実施。
以上の観点から、次のサービスの提供に努めます。
☆常に家族との連絡を密にし、一体となって介護サービスに努めます。
☆自由を確保し、身体拘束0を目指すとともに事故防止に努めます。
☆個性を尊重し、日常生活を支援します。
☆職種間の連携に努めます。
☆機能訓練により体調の維持に努めます。
☆機密保持に努めます。
- ⑤ 感染対策の強化を図ります。

2) 短期入所生活介護事業

- ① 要支援、要介護者の心身の機能維持並びに家族の身体及び精神的負担の軽減が図れるよう努めます。
- ② 機能回復訓練により体調の維持向上に努めます。
- ③ 各居宅介護支援事業所との連携に努めます。
- ④ 機密保持に努めます。
- ⑤ 感染対策の強化を図ります。

2. 居宅事業部

1) 通所介護事業

- ① 要支援、要介護者の日常生活支援として、生きがいにつながる支援に努めます。
- ② 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため機能訓練の強化を図ります。
- ③ 利用者の確保に努めます。
- ④ 各居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携に努めます。
- ⑤ IT化に対する取り組みの実施
- ⑥ 機密保持に努めます。
- ⑦ 感染対策の強化を図ります。

2) 居宅介護支援事業

- ① サービス計画作成に当たっては利用者本位の支援計画に努めます。
- ② 機密保持につとめます。
- ③ 感染対策の強化を図ります。

3) 在宅介護支援センター

- ① 武雄市の委託事業として、武内町、若木町、武雄町上西山在住の高齢者を対象に相談業務及び支援業務に努めます。
- ② 生活支援体制整備事業における第2層コーディネーターとして武内町若木町の協議体と協同して、地域の生活支援ニーズに対応した多様なサービスに取組みます
- ③ 武内町、若木町、武雄町上西山の高齢者を主体にした介護予防教室等を行い介護予防に努めます。
- ④ 武内町、若木町、武雄町上西山の高齢者を介護されている家族を対象とした家族介護教室を行い、介護技術の指導及び身体的、精神的負担の軽減に努めます。
- ⑤ 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携に努めます。
- ⑥ 機密保持に努めます。

4) 介護予防事業・総合事業

- ① 市町村の委託事業として介護予防・総合事業に努めます。
- ② 機密保持に努めます。

5) 明神の家事業

これまで公益事業として運営をしておりましたが、令和6年4月より障がい者就労支援事業をされております、株式会社まんてんに建物等を賃貸することと致しましたので、収益事業として運営してまいります。

3. 令和6年度事業運営

1. 定例会

理事会	6月・3月
評議員会	6月

2. 臨時会

理事会	随時
評議員会	随時

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 大谷

収益事業 明神の家 ひいらぎ

令和6年度 収益事業事業計画

明神の家については、これまで公益事業として運営をしておりましたが、令和6年4月より障がい者就労支援事業をされております、株式会社まんてんに建物等を賃貸することと致しましたので、収益事業として運営することとしました。